

令和5年度第9回臨時総会 議事録

開催日時	令和5年12月6日(水) 午後1時35分～午後1時52分
開催場所	たかじょう庁舎6階 大会議室
出席委員	池澤 誠 石黒 康誠 植田 俊博 加藤 孝幸 長山 裕美 大野 哲 森田 浩明 古田 辰雄 竹内 佳代 中島 正根 廣瀬 良之 前田 眞作 久保 壽美男 川澤 一博 中村 富貴 山脇 天臣 以上16名
欠席委員	大崎 恭寿 中島 義幸 山本 和正 以上3名
事務局	永野事務局長 上田次長 近森主幹 堀内係長 長澤主任 北村主任 以上6名
議題	議案第1号 令和6年農作業別標準賃金(案)について 議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について 議案第3号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
報告事項	農業経営改善計画の認定について
その他	

開 会	大野会長が議長となり，開会を宣す。(午後 1 時 35 分)
議事録署名委員	議長が，長山裕美委員，中村富貴委員を指名する。
議 事 議 長 北村主任	<p>それでは，お手元に配付いたしました会議次第により議事を進めてまいります。</p> <p>議案第 1 号 令和 6 年農作業別標準賃金 (案) について，事務局より説明願います。</p> <p>それでは，議案第 1 号 令和 6 年農作業別標準賃金 (案) について，ご説明いたします。農作業別標準賃金は，個人農家間で行う農作業受委託料金の目安として，地域の実態調査等を踏まえ，農業委員会で毎年設定をしております。</p> <p>議案第 1 号と記載しておりますものを 1 枚めくっていただき，1 ページ目，A 3 横の表をご覧ください。表の上の列ごとに A・B・C などと記載しておりますが，まず左の方にあります A の列は，この秋に推進委員に調査していただきました，農作業賃金実態調査の集計結果です。農地利用最適化推進委員 (以下「推進委員」という。) の個別の調査結果は記載しておりませんが，令和 5 年度高知県最低賃金，1 時間 897 円，1 日 7,176 円を下回らないように補正しております。次に B の列は，J A 高知市高須農作業受託組合が決定し，令和 5 年 9 月に公開しました農作業賃金，C の列は，南国市，南国市農業委員会，南国市内の農協，委託者代表，高知県中央東農業振興センターで構成される南国農業機械銀行推進協議会が決定し，同じく 2 月に公開しました，受委託料金の額です。</p> <p>ここまでの，推進委員の実態調査の平均 A，高須の金額で B，南国の金額 C を平均しました D の金額と，高知市の今年の賃金 E を比較しまして，高い方の額を来年の賃金 (案) として，右端の二重枠で囲んだ F の列に記載しております。なお，来年，金額が上がる箇所を網掛けの表示にしております。2 ページ目以降は資料です。2 ページは，高知県農業会議が取りまとめた (令和 4 年度農作業料金・農業労賃に関する調査結果) 水稻作一般の作業受託料金，3 ページは同じく農業会議が取りまとめた農業臨時雇賃金の市町村ごとの額です。4 ページは，平成 24 年以降の高知市の標準賃金の推移です。最後に付けております 1 枚物は，本日決定いただきましたら，J A 各窓口及び農業委員会事務局にて配布させていただきます，来年の賃金表の印刷見本です。最後になりましたが，推進委員，農業委員の皆様には，実態調査につきまして大変お世話になりました。ありがとうございました。標準賃金につ</p>

北村主任	きましての説明は以上です。
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
中島正根委員	南国市の農作業別賃金が高いところがある。高知市も、もっと担い手の努力が必要。
議 長	先程の意見に対し、ご意見はございませんか。今回は原案のままいくということ でよろしいでしょうか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することと いたします。続きまして、議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願に ついて、事務局より説明願います。
長澤主任	<p>それでは、議案第2号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について説明いた します。農業を営んでいた被相続人から、相続により農地等を取得した相続人が引 き続き農業を営むのに伴い、農地等の相続税の納税猶予を受けるため、今回1件の 適格者証明願が提出されております。</p> <p>議案第2号と記載しておりますものの1ページから6ページをご覧ください。案 件1は、被相続人が令和5年5月に亡くなられたことにより、相続人が五台山地区 の計38筆、13,540.01㎡の農地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。この うち4ページにあります22番の土地には住宅部分があり、その面積を除外しての 申請となっております。</p> <p>この案件につきまして、申請人同行のうえ、地元の推進委員と現地調査を行い、 農地であることとともに適格者であることを確認しております。各筆の作付品目に ついては備考欄に記載のとおりです。</p> <p>申請人に適格者証明書を交付したいので、承認をお願いいたします。説明は以上 です。</p>

議長	説明が終わりましたが、この件についてご質問等はありませんか。
委員	— 意見・質問なし —
議長	ないようですので、本件は議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委員	— 異議なし —
議長	ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。続きまして、議案第3号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について、事務局より説明願います。
長澤主任	<p>それでは、議案第3号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認についてご説明いたします。相続税の納税猶予の特例の適用を受けた農地等について、相続税の申告期限の翌日から20年を経過することに伴い、適用を受けた農地等の利用状況について、税務署から1件の照会がありました。議案第3号と記載しておりますものの1ページをご覧ください。</p> <p>案件1は、被相続人が平成15年3月に亡くなられたことにより、相続人が、朝倉地区の計4筆、2,151.91㎡の農地を相続したのち、営農を継続し20年が経過するものです。以上1件です。この案件につきまして、相続人同行のうえ、地元の推進委員と現地調査を行い、いずれも農地として使用されていることを確認しております。特例の適用を受けた農地等の所在地番、利用状況の詳細については、議案書に記載のとおりです。税務署に、この内容で報告したいので、承認をお願いいたします。説明は以上です。</p>
議長	説明が終わりましたが、この件についてご意見・ご質問はありませんか。
委員	— 意見・質問なし —
議長	ないようですので、本件は議案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員	— 異議なし —
議長	ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。それでは報告事項に移ります。高知市担い手育成総合支援協議会幹事会において協議され、認定された農業経営改善計画の認定について、事務局から報告願います。
堀内係長	— 農業経営改善計画の認定について 報告 —
議長	報告が終わりましたが、この件についてご質問はございませんか。
委員	— 質問なし —
議長	以上で、本日予定しておりました議題及び報告事項は全て終了しました。その他に、委員の皆さんから何かご意見等はありませんか。
委員	— 意見なし —
議長	事務局から、何か連絡事項はありませんか。
事務局	— 連絡事項なし —
議長	以上をもちまして、令和5年度第9回臨時総会を閉会いたします。
閉会	議長が挨拶して閉会を宣す。(午後1時52分)

以上のとおり、会議の次第を記載し、相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 6 年 2 月 7 日

議 長 大野 哲

議事録署名委員 長山 裕美

議事録署名委員 中村 富貴

議事録作成者 北 村 景 子